

平成15年度 第二回 東京都食品安全情報評価委員会
微生物専門委員会（カンピロバクター部会） 次第

平成15年10月10日(金)
午後2時00分開会
都庁第一庁舎42階
特別会議室B

- 1 開会
- 2 議事
「カンピロバクター食中毒」についての検討
- 3 今後の予定
- 4 閉会

【資料】

- 資料1 第一回微生物専門委員会（カンピロバクター部会）の概要
- 資料2 原因施設別発生件数の年次変化
- 資料3 年齢層（特に子供）を加味したカンピロバクター下痢症の発生規模
- 資料4 食肉等のカンピロバクター汚染状況と検査方法
- 資料5 鶏肉の消費量（推定出回り量、国産、輸入別）
- 資料6 鶏肉の輸入量（国別）
- 資料7 食品衛生におけるカンピロバクター
- 資料8 カンピロバクター食中毒－現状と対策－
- 資料9 カンピロバクターの感染菌量に関する文献
- ・ **Experimental Campylobacter jejuni Infection in Humans**
- 資料10 F A O / W H O の資料
- ・ **Risk assessment of Campylobacter spp. in broiler chickens and Vibrio spp. in seafood**
 - ・ **Hazard identification, hazard characterization and exposure assessment of Campylobacter spp. in broiler chickens**
- 資料11 調査・試験検査について（案）
- 資料12 「微生物専門委員会（カンピロバクター部会）」中間報告骨子案

東京都食品安全情報評価委員会微生物専門委員会

(カンピロバクター一部会) 委員名簿(五十音順)

氏 名	所 属 等
あお 碧 海 ゆ 西 葵	消費生活アドバイザー
<副座長> い 伊 藤 たけし 武	麻布大学客員教授
かす 春 日 ふみ 文 子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室長
こ 小 久 保 や 彌 太 郎	(社)日本食品衛生協会技術参与
なか 中 桐 ヒ ロ ミ	公募委員
なか 中 村 あき 明 子	共立薬科大学客員教授
はっ 服 部 ゆき 幸 應	学校法人服部学園理事長
はやし 林 ゆう 裕 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
まえ 前 田 やす 安 彦	宇都宮大学名誉教授
<座長> もろ 諸 角 きとし 聖	健康安全研究センター微生物部長

都 職 員 名 簿

役職	氏名
安全対策課長	秋山 義和
食品監視課長	奥澤 康司
食品医薬品安全部副参事（安全情報担当）	小川 誠一
食品医薬品安全部副参事（危機管理担当）	古田 賢二
健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科長	甲斐 明美
安全対策課課長補佐（安全情報係長）	栗田 滋通
食品監視課課長補佐（業務係長）	佐藤 史郎
食品監視課課長補佐（乳肉水産係長）	廉林 秀規
食品監視課規格基準係長	薩埵 真二
食品監視課食中毒調査係長	福田 博保
食品監視課連絡調整担当係長	中村 重信
食品監視課食鳥検査担当係長	高木 達也
健康安全研究センター微生物部食品微生物研究科主任研究員	横山 敬子
安全対策課安全情報係次席	早乙女 芳明
安全対策課安全情報係次席	湯浅 秀明

東京都食品安全情報評価委員会専門委員会設置要領

14 健 安 安 第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日 決定

(設置)

- 第 1 東京都食品安全情報評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都食品安全情報評価委員会（以下「委員会」という。）にリスク評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の専門委員会を置くことができる。

(所掌事項)

- 第 2 専門委員会は、次の事項を調査・検討し、委員会に報告する。
- (1) 微生物に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (2) 化学物質に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。

(構成等)

- 第 3 専門委員会は、委員会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから、健康局長が別に委嘱又は任命する委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 前項の専門委員会にのみ属する委員の任期は、要綱第 4（委員の任期）に準ずるものとする。

(座長及び副座長)

- 第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第 5 専門委員会は会長が招集する。

(会議等の公開)

- 第 6 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第7 専門委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月19日から施行する（15健安安第422号）。